

# 議会改革の紹介②～今議論していること～

市民福祉の向上につながる議会活動の成果と

**具体的な内容**

6ページで紹介した通り、さまざまな改革を行ってきました。しかし、改革しただけでは意味がありません。改革は、あるべき議会の姿を実現するための環境を整えるためであり、目的ではないからです。そのため現在は、議会本来の目的を達成するための仕組みづくりを行っています。本来の目的とは、監視機能にとどまらず、提言機能を備えた議会を実現し、市民福祉の向上につながる成果を出すことを考えています。

さらには、議会も市民が解決を望んでいる「地域課題を把握」する必要があり、そのための市民からの「意見聴取」も欠かせません。

このように、一つひとつの取り組みを効果的につなげて、成果を生み出す仕組みづくりを検討しています。

**提言機能を備えた議会になるために**

6ページで紹介した通り、さまざまな改革を行ってきました。しかし、改革しただけでは意味がありません。改革は、あるべき議会の姿を実現するための環境を整えるためであり、目的ではないからです。そのため現在は、議会本来の目的を達成するための仕組みづくりを行っています。本来の目的とは、監視機能にとどまらず、提言機能を備えた議会を実現し、市民福祉の向上につながる成果を出すことを考えています。

また検討中の内容ですが、市民福祉の向上という、議会本来の目的を実現するために欠かせない議論と考えています。

# 常任委員会所管事務調査紹介

委員会では、議案等の審査のほか、地域の課題解決に向けた調査研究を中心に活動しています。それらの結果は全議員で共有し、その後の活動の参考としています。市議会議員は、それぞれ委員会に所属し、より専門的な知見で調査研究活動を行っています。現在の調査項目は次のとおりです。これまでの調査報告書は、市議会のホームページからご覧になれます。

総務教育常任委員会	調査項目	入札について
	調査理由及び目的	地域の入札、契約を取り巻く現状・課題を把握し、公共事業の適正な入札及び契約の維持向上を図る事を目的とする。
環境厚生常任委員会	調査項目①	ごみの減量化及び資源化について
	調査理由及び目的	市内のごみの一人当たりの排出量が近隣自治体に比べて多く推移し、ごみの減量化は進んでいない。一方でごみの処理経費の負担は大きく、焼却施設の延命化を図るためにもごみ減量化及び資源化を推進し、環境に負荷をかけないことが求められている。このことから市ができるごみの減量化、資源化を探るために調査するものである。
	調査項目②	介護予防事業について
	調査理由及び目的	今後いっそうの高齢化が進む中で、いかに健康寿命を延ばし、要介護状態にならないための施策が求められる。要介護状態あるいは要支援状態となる前の段階における取り組みが重要である。そのために、介護認定非該当の方が利用できる介護予防事業の在り方について調査研究をするものである。
産業建設常任委員会	調査項目	物産振興について
	調査理由及び目的	滝沢市の特産物について、市内外への販売促進、販路の拡大、リピーター獲得のため、知名度・付加価値を高めることを目的に、加工品を含む農産物等のブランド化について調査研究するものである。

# 議決一覧(12月会議)

## ○全員賛成で議決した議案

議案第1号	平成30年度滝沢市一般会計補正予算(第5号)	議案第8号	滝沢市一般職の職員給与に関する条例の一部を改正することについて
議案第2号	平成30年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	議案第9号	滝沢市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正することについて
議案第3号	平成30年度滝沢市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	議案第10号	滝沢市北部コミュニティセンターに関する指定管理者の指定について
議案第4号	平成30年度滝沢市介護保険特別会計補正予算(第3号)	議案第11号	滝沢市市民福祉センターに関する指定管理者の指定について
議案第5号	平成30年度滝沢市介護保険介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)	議案第12号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
議案第6号	平成30年度滝沢市水道事業会計補正予算(第2号)	発議第1号	放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書
議案第7号	平成30年度滝沢市下水道事業会計補正予算(第2号)		

# 議会改革の紹介①～今までの取り組み～

## 表①時代の流れと議会の役割

	時代背景	求められる議会の役割
従来	・国の方針により、全国一律の行政サービスが展開	・国の方針に沿った無駄のない行政サービスが行われているかの監視 「監視型」が中心
近年	・地方分権により、各地域の特性を活用した、独自の行政サービスが求められている	・無駄のない行政サービスが行われているかの監視 ・地域の特性を活かすため、行政サービスが「市民の声を十分に反映したものであるか」の監視 ・政策は行政だけに任せず、議会も市民の声を聞き、上記が不十分な場合は議会が提言 「提言型」議会へ

本市議会では、26年1月に滝沢市議会基本条例を制定し、議会をめざす姿の実現に向け取り組んできました。

議会では、基本条例を基礎とし、これからも議会改革に不断の努力を重ねる改革に取り組むため、議会改革推進会議を設置しております。

改めて、市民の皆様にもこれまでの議会改革、議会基本条例制定の過程など、現在の議会改革の取り組み状況を、ご紹介いたします。

## 表②議会改革の主な内容

改革の種別	改革の内容	改善された点等
議場内での議論を市民に分かりやすく伝えるための改革	①議場内の質問場所を「対面方式」に変更 ②一般質問を「一問一答方式」に変更 ③質問する議員側にも、より明確な根拠に基づいた質問が求められる	①臨場感の向上 ②質問を1つずつ行い、答弁も1つずつとしたため、内容が分かりやすくなった ③質問する議員側にも、より明確な根拠に基づいた質問が求められる
市民の意見を聞くための改革	①議会報告会の開催を義務化 ②市民懇談会の開催	①年1回以上開催する事を義務とし、地域の課題を聴取する場がルール化された ②議会との意見交換などを希望する団体に対応することができる
年間を通じて議会活動を行うための改革	通年議会制の導入	必要に応じて迅速に議会を開くことができる。また、年間を見越した調査研究のスケジュールが立てられ、必要な調査を計画的・効果的に実施することができる
その他	①議会アドバイザー等、側面支援機能の充実 ②議員間討論の導入	①専門的な知識を有する方などから助言をいただける ②合意形成や議論の論点の明確化

議会に求められる役割の変化

表①のとおり、以前は国の方針に沿った全国一律の行政サービスが各所で展開されていた時代でした。そのような中、議会に求められていた役割は、国の方針に沿った、無駄のない行政サービスが提供されているかの「監視」でした。

しかし、地方分権が進んだ現在は、その地域の実情に合った独自の行政サービスが求められる時代です。そのため近年の議会は、地域の実情を

# 今までの改革をまとめてルール化 滝沢市議会基本条例を制定

この様な状況の中、市議会ではこれからの「議会のめざす姿」と、それを実現するための「具体的な手段」を改めて明確化することとしました。それが26年1月から施行した「滝沢市議会基本条例」です。

条例には、今まで行ってきたさまざまな改革も盛り込み、ルール化して、めざす姿の実現を市民の皆様とお約束する形としています。

議会基本条例を制定しただけでは、めざす議会の姿は実現しませんが、実現するために、条例に盛り込んでいく内容を実践していく必要があります。そのため市議会では、条例に盛り込んだことをどだけ実践しめざす姿にどの程度近づいているかという視点で、自ら評価することとしました。

評価を評価する仕組みは全国でもほとんど例がなく、本市議会独自の取り組みです。

評価結果が良くない部分は、改善していかなければなりません。めざす姿の実現のためには、何が必要なのかなどの分析が重要となり、その結果



しっかりと把握し、地域にあった行政サービスのようなものがふさわしいのかなどを自ら調査研究することが求められています。

また、その調査研究を活かし、必要があれば行政に対して有効な政策を提言するなど、従来の「監視」という役割に加え、行政へ「提言」できる議会への転換が求められています。

滝沢市議会の改革

市議会では、求められる議会の役割の変化に

しつかりと把握し、地域にあった行政サービスのようなものがふさわしいのかなどを自ら調査研究することが求められています。

また、その調査研究を活かし、必要があれば行政に対して有効な政策を提言するなど、従来の「監視」という役割に加え、行政へ「提言」できる議会への転換が求められています。

論点がはっきりしないなどの課題もあつたため、その点を改めました。

また、最近では答弁者に「反問権」の行使を認め、答弁者から議員に対して逆質問することも可能としています。議員と市当局が議論を深め切磋琢磨することで、よりよい市政の実現をめざしています。

二つ目は、市民の意見を聞くための改革です。地域の事は地域のみならず、

また、一つひとつの会期は独立しているため、会期が終わるたびに議会の活動も寸断された状態となっていました。

現在は「通年議会制」を取り入れ、年末年始を除き、いつでも議会が招集されている環境としています。

このため年間スケジュールを立て、計画的でより密度の高い議会活動が可能となりました。

また、一つひとつの会期は独立しているため、会期が終わるたびに議会の活動も寸断された状態となっていました。

現在は「通年議会制」を取り入れ、年末年始を除き、いつでも議会が招集されている環境としています。

このため年間スケジュールを立て、計画的でより密度の高い議会活動が可能となりました。

継続した改革につながっていきます。

改革を続けるために

市議会では、さまざまな改革の案を検討するために「議会改革推進会議」を設置しています。この会議の中で、議会評価の結果を踏まえ、特に改善が必要がある部分などについて具体的な検討を行っています。

評価と改革を1セットとし、改革に向けて集中的に議論する場を設けることで、必要な改革を継続して行える環境作りにつながっています。